

建設コンサルタント等業務委託業者選定内申要領

建設コンサルタント等業務委託業者選定内申要領

平成17年6月1日実施

建設コンサルタント等業務競争入札参加業者の選定については、その業務に最も適した設計者や技術者を選ぶことが、最適のコストで最大の成果を得られるとして、事業主管課において指名相当数の業者選定案を作成したうえ、業者選定委員会に内申したものに承認を受け決定しておりました。しかし、入札・契約制度の手続きの客観性を高めるために、積極的な情報の公開や競争性が発揮されやすい条件の整備、発注者の恣意的判断の入り込む余地のない制度が求められていることから、業務委託業者の内申について『建設コンサルタント等業務委託業者選定内申要領』を策定することで、その目的及び内容に最も適した者を公正かつ的確な手続きで選定発注し、業務の円滑で適正な執行を確保しようとするものです。

(内申の作成者及び時期)

1 事業主管課長及び契約検査課長は、年度当初に、年間発注件数及び業務の内容に応じて、次の発注方法及び選考基準等に従い、競争入札参加有資格者の中から該当する業者すべてを業者選定枠として内申するものとする。

なお、作成後に、発注予定に変更があったときは、その都度協議し、必要のある場合は、変更するものとする。

(発注方法)

2 委託業務の発注方法は、指名競争入札方式を基本とし、設計金額、業務内容等に応じて次の方法から選択し内申できるものとする。

- (1) 競争入札方式(一般、公募又は指名)
- (2) プロポーザル方式(公募又は指名)
- (3) 設計競技方式(公募又は指名)
- (4) 特命随意契約方式

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づくもの

- (5) その他随意契約方式

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号以外の規定に基づくもの

(選考基準)

3 業者選定枠の選考は、適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに、発注しようとする業務の将来予想される全体の業務量や業務内容及び発注業務の予算金額等を踏まえ、次に掲げる事項を総合的に勘案し、公正かつ厳正に行わなければならない。

- (1) 当該業務遂行についての技術的適性(技術者の状況等)
- (2) 当該業務遂行についての経験(関連業務の実績等)
- (3) 地理的条件

(選定枠の業者数)

4 土木・建築関係建設コンサルタント業務及び測量業務等のうち、企画、立案を伴わない一般的設計業務等(下水道詳細設計業務等)については、当該業務一件につき20社程度、並びに発注年度内重複しない程度の業者数になることに留意し、選定枠の内申を作成するものとする。ただし、予定価格300万円以下の一般的設計業務等については、当該業務一件につき10社程度を目安とし、先の業者選定枠以外の業者で選定枠を作成する。

また、これ以外の業務(特殊と位置付けする建築・土木関係建設コンサルタント業務、及び補償業務等をいう。)については、これにかかわらず、選考基準を満たすすべてを選定枠として内申を作成するものとする。

(内申)

5 委託業務の発注に係る発注方法及び業者選定枠は、当該業務に該当する業者選定委員会に年度当初に内申するものとする。

また、発注予定に変更があり必要のある場合は、その都度速やかに当該業者選定委員会に報告するものとする。